

出張スマホ教室に参加してみませんか？

移動型スマホ教室車両「スマホなんでもサポート号」にて、スマートフォンの使い方などが学べる出張スマートフォン教室を開催しますのでお気軽にご参加ください。8月中の開催については、広報「養老」7月号をご確認ください。

- ◆日程など／下表のとおり(いずれの開催日も同じ内容です)
- ◆申込／開催日の前日までに電話にてお申し込みください。
申込先：スマホなんでもサポート号予約窓口(☎0800-111-9442)
受付時間(10時～18時 土・日曜日も受付中)
※つながりにくい場合は、時間を空けてご連絡ください。

- ◆参加料／無料
- ◆開催日・開催場所(参加日ごとに予約が必要です)

開催日	開催場所
9月5日(火)・7日(木)・12日(火)・14日(木) 19日(火)・21日(木)・26日(火)・28日(木)	町役場駐車場



8月開催分は広報「養老」7月号をご確認ください

◆開催教室

時間	定員(先着順)	教室名	内容
11時～12時	3人	LINEでコミュニケーション ※参加にはLINEがインストールされたスマホが必要です。	LINEの基礎、コミュニケーション(メッセージ、グループトーク、音声通話、ビデオ通話)
13時～14時	3人	Android(アンドロイド)の使い方【応用編】 ※スマートフォンをお持ちでなくても参加できます。	インターネットの調べ方、音声操作、アプリの追加方法を学びます
14時30分～15時30分	3人	Android(アンドロイド)の使い方【基礎編】 ※スマートフォンをお持ちでなくても参加できます。	マップアプリ、写真・動画撮影、QRコードの読取方法などを学びます
16時～16時45分	1組 (1～3人)	スマホ個別相談	スマホの操作に関する疑問や質問にお答えします

問 企画財政課 ☎32-1102

督促状と延滞金について

■督促状について

町税などについては、地方税法において「納期限後20日以内に、督促状を発しななければならない」と定められており、納期限までに完納されない場合は、督促状が発送されます。

※納付後、金融機関から公金として入金されるまで日数(2日間から1週間程度)を要します。すでに納められていても、行き違いで督促状が発送されてしまう場合がありますので、ご了承ください。

■延滞金について

納期ごとの納めるべき税額などが、その期限までに完納されない場合には、納期限内に納付した人との公平性を保つため、納期限の翌日から納める日までの期間の日数に応じ、一定の割合を乗じて計算した金額を、税額などとあわせて納めていただかなければなりません。この金額のことを延滞金といいます。

督促状や延滞金が発生しないように、納期限内納付にご理解とご協力をお願いします。

問 税務課 徴収推進室 ☎32-5091

認知症カフェに参加してみませんか

認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、認知症の人や認知症へ不安のある人、その家族、地域住民、専門職など、皆さまが気軽に参加し集える場所として「認知症カフェ」を開催します。

8月の開催日は下記のとおりです。内容などの詳細については各事業者へお問い合わせください。

開催日時および事業者

8月20日(日)	10時～12時	デイサービスこすもす花畑(有尾)	☎33-2137
8月25日(金)	14時～16時	船戸クリニック(船附)	☎36-0070

問 健康福祉課 ☎32-1105